

2019女子ハンドボール世界選手権大会シンボルマーク及びロゴの利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、別記「2019女子ハンドボール世界選手権大会シンボルマーク及びロゴ(以下、「シンボルマーク等」という。)」を企業等が利用する際に必要な事項を定め、シンボルマーク等の利用による2019女子ハンドボール世界選手権大会(以下、「大会」という。)のPRへの寄与、大会を通じた地域経済の活性化や地場企業への経済的還元を目的とする。

(シンボルマーク等の利用に関する権利)

第2条 シンボルマーク等の利用に関する権利は、一般財団法人2019女子ハンドボール世界選手権大会組織委員会(以下、「組織委員会」という。)、国際ハンドボール連盟(以下、「IHF」という。)及びIHFパートナー(IHFの公式協賛者)が有する。

(利用許諾の申請)

第3条 利用許諾を受けようとする者は、「2019女子ハンドボール世界選手権大会シンボルマーク等利用許諾申請書」(別記様式第1号)に関係書類を添えて、組織委員会に提出しなければならない。

2 組織委員会は、前項の規定により申請を行った者(以下、「利用許諾申請者」という。)に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(利用許諾の手続)

第4条 組織委員会は、前条第1項の規定による利用許諾申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、利用許諾を行うことができる。なお、この場合、組織委員会はシンボルマーク等の利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

2 組織委員会は、前項に規定する利用許諾を行った場合は、「2019女子ハンドボール世界選手権大会シンボルマーク等利用許諾通知書」(別記様式第2号)により当該利用許諾申請者へ通知するものとする。

3 利用許諾の期間は、利用許諾の日から組織委員会が指定する日までとする。

(利用許諾の制限)

第5条 組織委員会は、前条の規定にかかわらず、利用許諾申請者のシンボルマーク等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

(2) 組織委員会の信用又は品位を害するものと認められる場合

(3) 第三者の利益を害するものと認められる場合

- (4) 大会の協賛者等が持つ権利に抵触すると組織委員会が判断する場合
 - (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業又はその広告等に利用される場合
 - (7) 利用許諾申請者が熊本県暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められる場合
 - (8) シンボルマーク等の利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
 - (9) 大会のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
 - (10) シンボルマーク等の変形を行う場合又は立体物でその表現がシンボルマーク等の立体物と認められない場合
 - (11) その他、組織委員会がシンボルマーク等の利用が適当でないと認める場合
- 2 組織委員会は、前項の規定により前条の利用許諾を行わない場合は、「2019女子ハンドボール世界選手権大会シンボルマーク等利用非許諾通知書」（別記様式第3号）により当該利用許諾申請者へ通知するものとする。

（利用許諾内容の変更等）

- 第6条 第4条の規定により利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）が、当該利用許諾を受けた内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ「2019女子ハンドボール世界選手権大会シンボルマーク等利用許諾変更申請書」（別記様式第4号）を組織委員会に提出し、変更についての利用許諾を受けなければならない。
- 2 組織委員会は、前項の規定による変更申請があった場合は、第4条第1項及び第5条第1項の規定を適用しその内容の審査を行い、当該変更が適正と認められるときは、その変更についての利用許諾を行うことができる。
- 3 組織委員会は、前項に規定する変更についての利用許諾を行った場合は、「2019女子ハンドボール世界選手権大会シンボルマーク等利用許諾変更通知書」（別記様式第5号）により当該利用者に通知するものとする。

（利用者の遵守事項）

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) シンボルマーク等の利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) シンボルマーク等の利用にあたっては、利用許諾（第6条の規定による利用許諾内容の変更があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた内容に限ること。
- (3) 利用許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (4) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、利用対象物等には

販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。

- (5) 第三者に利用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、利用許諾を受けた個数以上の製造等が行われぬように義務付ける契約を利用者の責任で行い、数量管理を徹底すること。
- (6) 当該利用許諾に係る利用対象物等の完成品の写真又はサンプルを提出すること。ただし、完成品の写真若しくはサンプルの提出が困難な場合の提出物については、組織委員会が別に指示する。
- (7) 組織委員会が行う売上調査その他の照会に応じること。
- (8) その他各種の法令を遵守すること。

(利用料)

第8条 シンボルマーク等の利用料については、原則として、無料とする。

(利用許諾の取消し等)

第9条 組織委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾を取り消すことができる。

- (1) 提出した「2019女子ハンドボール世界選手権大会シンボルマーク等利用許諾申請書」若しくは「2019女子ハンドボール世界選手権大会シンボルマーク等利用許諾変更申請書」の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (2) 第5条第1項の各号のいずれかに該当するに至った場合
- (3) 第7条の遵守事項に違反した場合
- (4) その他利用許諾の継続が不相当であると認められた場合

2 組織委員会は、前項に規定する取り消しを行った場合は、「2019女子ハンドボール世界選手権大会シンボルマーク等利用許諾取消し通知書」(別記様式第6号)により当該取消しを受けた者へ通知するものとする。

3 前項の規定により利用許諾の取消しを受けた者は、利用対象物等に利用許諾取消しの日からシンボルマーク等を利用することはできない。

4 組織委員会は、利用許諾の取消しを受けた者に対して、利用許諾の取消しを受けた利用対象物等について回収等の措置を請求することができる。

5 組織委員会は、前二項の規定により、利用許諾又の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

6 組織委員会は、第1項の規定により利用許諾の取消しを受けた者が、その取消し後に行った利用許諾申請について、必要と認める期間、利用許諾を行わないことができる。

7 組織委員会は、利用許諾を受けずにシンボルマーク等を利用した者が行う利用許諾の申請について、前項の規定を適用することができる。

(申請等の取下げ)

第10条 第3条及び第6条の規定に基づき申請を行った者は、その申請について、

「2019女子ハンドボール世界選手権大会シンボルマーク等利用許諾取下げ申請書」
(別記様式第7号)を組織委員会へ提出することで、当該申請を取下げることができる。

(利用の非独占性等)

第11条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してシンボルマーク等を利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物等について組織委員会が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第12条 組織委員会は、この規程による利用許諾の申請、利用許諾の内容に係る変更申請及びシンボルマーク等の利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(賠償責任等)

第13条 組織委員会は、利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、組織委員会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、シンボルマーク等の利用に際して故意又は過失により組織委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を組織委員会に賠償しなければならない。

4 組織委員会は、前二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第14条 組織委員会は、シンボルマーク等の適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用許諾の取消し状況について情報を公開することができる。

(業務委託)

第15条 組織委員会は、この規程による業務を外部に委託することができる。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、シンボルマーク等の利用に関し必要な事項は、組織委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年5月7日から適用する。